

## グループホームたんぽぽのご利用料金表

### 基本的な料金

(円)

内 訳	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料	755	759	795	818	835	852
家 賃	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
食材料費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
光熱水費	300	300	300	300	300	300
1日当り	3,255	3,259	3,295	3,318	3,335	3,352
月額当り	97,650	97,770	98,850	99,540	100,050	100,560

※ 月額は30日当りの料金

### ※ その他の料金

区 分	費 用 (円)	備 考
初期加算	1日あたり 30	利用日から30日以内、又は30日を越える入院から退院後30日に限り加算されます。なお、ご利用者が過去3ヵ月間（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する場合は1ヵ月間）に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定されます。
医療連携体制加算	1日あたり 39	日常的な健康管理を行ったり、医療機関との連絡・調整をとる為の看護師の配置ができた場合加算となります。
若年性認知症入所者受入加算	1日あたり 120	介護保険施行令第2条第6号に規定する初老期（40歳以上65歳未満）における認知症のご利用者を受け入れた場合加算となります。
退居時相談援助加算	1回あたり 400	入所後1ヶ月を越えるご利用者が退去し、居宅で福祉サービスを利用する際に地域の保健、福祉のサービス利用の相談援助を行い、指定期間内にご利用者の介護状況を文書で老人介護支援センターに提供した場合加算となります。

区 分		費 用 (円)		備 考
看取り介護加算	死亡日	1日あたり	1280	医師が終末期にあると判断し、医師及び職員が共同して、ご本人またはご家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合加算となります。ただし退去日までの加算、または医療連携加算を算定している場合の加算となります。
	死亡日の前日及び前々日		680	
	死亡日以前4日以上30日以下		144	
夜間支援体制加算	I	1日あたり	50	夜勤及び宿直を行う職員の人数が基準に適合している場合加算となります。
認知症専門ケア加算	I	1日あたり	3	認知症者の割合等の基準に適合し、指定の専門的認知症の研修を修了している職員を配置し、専門的なケアや研修を実施している場合、日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはMに該当するご利用者に加算となります。ただしⅠ、Ⅱいずれかの加算となります。
	Ⅱ		4	
サービス提供体制強化加算	I (イ)	1日あたり	18	介護福祉士の資格者配置、常勤職員の配置割合または職員勤続年数の割合が基準に適合している場合加算となります。ただしⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの算定となります。
	I (ロ)		12	
	Ⅱ		6	
	Ⅲ		6	
介護職員処遇改善加算	I	1月あたり	所定単位数にサービス別加算率(8.3%)を乗じた単位数で算定	利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、基準にかける区分に従い加算となります。
	Ⅱ		所定単位数にサービス別加算率(4.6%)を乗じた単位数で算定	
	Ⅲ		Ⅱの90/100	
	Ⅳ		Ⅱの80/100	

区 分	費 用 (円)	備 考	
理容費	2, 0 0 0	1回あたりの金額となります。	
持込電気器具料金 (1ヵ月当り)	テレビ	3 5 0	左記以外の電気器具についてはその都 度協議いたします。
	冷蔵庫	9 0 0	
	電気ポット	2 2 0	
	電気毛布	1 6 0	
レクリエーション活動費	材料費等の実費		
おむつ代	実費		